

6 福薬業発第 5 8 号
令和 6 年 5 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 4 4 条の 3 の 2
等による新型インフルエンザ等感染症等の外出自粛対象者の医療に関する
留意事項について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

公印省略

6 疾病第 4 9 1 号
令和 6 年 4 月 3 0 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 3 の 2 等による新型インフルエンザ等感染症等の外出自粛対象者の医療に関する留意事項について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、周知をお願いいたします。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 長藤

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 - 7

TEL : 092-643-3597 FAX : 092-643-3331

Email : nagafuji-n0428@pref.fukuoka.lg.jp

感 感 発 0329 第 2 号
令 和 6 年 3 月 29 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部局長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3の2等による
新型インフルエンザ等感染症等の外出自粛対象者の医療に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」
(令和4年法律第96号。以下「改正法」という。)による令和6年4月1日施行分の規定
については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正
する法律」の一部の施行等について(通知)」(令和5年5月26日医政発0526第11号・産
情発0526第2号・健発0526第4号厚生労働省医政局長等連名通知)等により通知してい
るところであるが、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第44条の3の2第1項の規定
による新型インフルエンザ等感染症の外出自粛対象者の医療(法第44条の9第1項の規
定に基づく政令によって指定感染症に準用される場合を含む。)及び法第50条の3第1項
の規定による新感染症の外出自粛対象者の医療について、療養の給付及び公費負担医療に
関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求
に関する命令の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第11号)の公布に伴
い、その取扱いにかかる留意点を下記のとおり通知するので、本年4月1日以降に対象と
なる感染症が発生した際には、その運用にあたり遺漏なきよう準備されたい。

また、実際にこれらの規定の対象となる感染症が発生した場合には、発生した感染症の
性質等に応じ、追加で必要となる対応を別途通知等により示すこととするので、併せて確
認されたい。

なお、本通知にかかる取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医
療課にも協議済みであることを申し添える。

記

1 一般的事項

(1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）の発生時に、感染拡大や患者の健康状態の悪化を防ぐためには、本来、当該感染症の患者はすべからず入院することが望ましいところである。一方、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応時のように、特に全国的に感染がまん延している状況下においては、医療提供体制のキャパシティを超えないよう、当該感染症の病状の程度を勘案しつつ、重症者等に対しては入院措置、無症状者・軽症者に対しては外出の自粛を要請し、宿泊施設又は自宅等での療養を求めることで、医療提供体制の負荷を軽減し、必要な患者に必要な医療が行き届くようにすることが重要となる。

こうした対応は、今後の感染症危機においても想定されることから、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、外出自粛対象者に対する外来診療や訪問看護等を受けた際の公費による負担の仕組みを改正法により新設し、次なる感染症危機に備えることとした。

(2) 外出自粛対象者への公費負担医療が提供できる場面について

外出自粛対象者への公費負担医療は、新型インフルエンザ等感染症等が発生し、全国的に感染がまん延している状況下において、当該感染症の病状の程度を勘案しつつ、外出自粛を要請された無症状者・軽症者が受けることができる医療である。

具体的には、

- ・ 新型インフルエンザ等感染症等が国内で発生している期間内であり、
- ・ 当該感染症の病状の程度を勘案し、無症状者・軽症者が宿泊施設又は居宅等での療養を行うことのできる感染症であることが厚生労働省令で規定されているときに、
- ・ 都道府県知事（保健所設置市・特別区の場合は、その長）が、法第44条の3第2項（指定感染症は法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、新感染症は法第50条の2第2項）に基づき、当該感染症の患者に対し、外出自粛を要請した場合に、

外出自粛を要請された当該感染症の患者は、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）により提供された医療（往診、訪問診療等を含む。）に要する費用の公費による負担を申請できる。

上記のとおり、実際に外出自粛対象者への公費による医療が提供できる際には、新型インフルエンザ等感染症等が国内で発生している期間内であることに加え、感染症の病状の程度を踏まえ、当該感染症を厚生労働省令に規定することが必要となるため、当該

感染症を厚生労働省令に新たに規定する際には、外出自粛対象者の公費による医療を提供することとなる開始時期を含め、別途通知等により周知を行う予定である。本通知で予め示すことのほか、発生している感染症の性質等に応じ追加で必要となる対応は、当該通知等により確認されたい。

2 公費の申請等に関する留意点

(1) 公費負担の申請等

法に基づく感染症の患者に対する公費負担医療の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 455 号厚生省保健医療局長通知）別添「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領」（以下「公費負担取扱要領」という。）によりお示ししているところであり、外出自粛対象者への公費負担医療にかかる申請等の事務処理については、公費負担取扱要領中「第 1 入院患者に対する公費負担（法第 37 条関係）」に準じて取り扱うこととする。

なお、感染症の性質等に応じ追加で必要となる対応等については、外出自粛対象者の公費による医療を提供することとなる際に、別途通知することとする。

(2) 自己負担額の徴収

法第 44 条の 3 の 2 第 2 項（法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって指定感染症に準用される場合を含む。）又は第 50 条の 3 第 2 項で準用する法第 37 条第 2 項の規定に基づき、都道府県等は外出自粛対象者に対する公費負担医療に要した費用の一部又は全部を、その扶養義務者の負担能力に応じ、負担限度額の範囲内で患者から徴収することができる。その際の自己負担額の認定又は費用徴収額については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成 7 年 6 月 16 日付け厚生省発健医第 189 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）に準じて取り扱うこととする。また、事務次官通知に関連して発出している通知についても、同様に準じて取り扱うこと。

3 費用の請求に関する留意事項

(1) 費用の請求事務について

外出自粛対象者への公費負担医療にかかる診療報酬の請求事務については、先般公布した療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令により新たに規定したとおり、法第 37 条又は第 37 条の 2 に基づく公費負担医療と同様に、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）又

は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）により行われることとなる。請求事務の基本的な事項は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に係る医療に関する費用の請求事務について」（平成11年3月19日健医発第456号厚生省保健医療局長通知）等でお示ししており、当該通知等に準じて取り扱うこと。

なお、費用の支払いにかかる事務は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができることとし、その場合の費用の請求については、医療機関等において、診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこととする。

（2）公費負担番号

公費負担番号については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療に関する費用の請求に係る公費負担者番号の一覧について」（平成19年4月13日健感発第0413001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙2「公費負担者番号一覧表（感染症患者（結核患者を除く。）」で示しているものを使用することとする。

（3）受給者番号

受給者番号は、外出自粛対象者への公費負担医療の性質上、特に全国的に感染がまん延している状況下において提供されるものであることから、一時的に多くの対象者が生じることとなる可能性が高いことを踏まえ、その際の事務処理の負担等に鑑みて、一律に「9999996（7桁）」を記載することとする。

（4）審査支払機関との契約の締結及び覚書の交換について

外出自粛対象者への公費負担医療の費用の支払いにかかる事務を審査支払機関に委託する場合は、審査支払機関との間で、契約の締結及び覚書の交換を行うこと。ただし、既に「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金との契約の締結及び覚書の交換について」（平成11年2月23日付健医発第223号厚生省保健医療局長通知）に基づく契約等が締結されている場合には、当該契約等の範囲に含まれているものとみなして差し支えない。

以上

○厚生労働省令第十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
令和六年三月二十九日
内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）
第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。）により行うものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第二項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 九（略）</p> <p>九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付</p> <p>九の三 十（略）</p>	<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。）により行うものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第二項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 九（略）</p> <p>九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付</p> <p>九の三 十（略）</p>

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）
第二条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に關し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>七の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付</p> <p>七の三・七の四（略）</p> <p>八（略）</p>	<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に關し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七の二・七の三（略）</p> <p>八（略）</p>

附 則

- 1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。
（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）
（施行期日）
- 2 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年厚生労働省令第九号）第一条の表改正前欄及び改正後欄の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条中「七の三」を「七の四」に改める。